

(証券コード 2266)

2023年3月8日

株 主 各 位

神戸市中央区坂口通一丁目3番13号

六甲バター株式会社

代表取締役社長 塚 本 浩 康

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、インターネット等または書面により事前に議決権をご行使いただくことができます。なお、事前に議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内をご参照いただき、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第99回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスして、「第99回定時株主総会招集ご通知」をご選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.qbb.co.jp/ir/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」をご選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬 具

お土産の廃止に関するお知らせ

ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は廃止させていただきました。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2023年3月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号
神戸ポートピアホテル 南館1階大輪田の間
(ご来場の際は末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第99期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案** 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染予防のための対応について

当社第99回定時株主総会の開催にあたり、新型コロナウイルス感染予防の観点から、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ●株主の皆様へのお願い

- ・株主の皆様におかれましては、インターネット等または書面により事前に議決権をご行使いただくことができます。なお、事前に議決権をご行使いただく場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内をご参照いただき、2023年3月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

### ●当日の運営について

- ・ご来場の株主様への飲料の提供はございません。
- ・本総会に出席する役員および運営スタッフはマスクを着用して運営させていただきます。

### ●当日ご来場に際して株主様へのお願い

- ・マスク着用でのご来場および会場入口での検温ならびに会場に設置予定のアルコール消毒液のご使用にご協力ください。
- ・体調不良と見受けられる株主様におかれましては運営スタッフがお声がけし、ご入場をお控えいただくことがございますのであらかじめご了承ください。

今後の状況により本総会の運営に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

【当社ウェブサイト】 <https://www.qbb.co.jp/>



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年3月29日(水曜日)  
午前10時



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年3月28日(火曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年3月28日(火曜日)  
午後5時30分到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

〇〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1、2、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

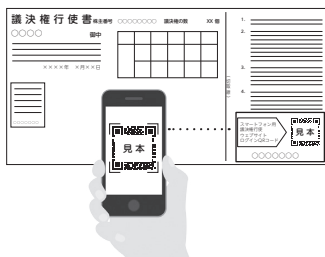
議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
インターネット等または書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

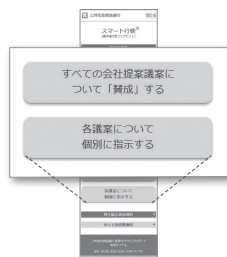
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

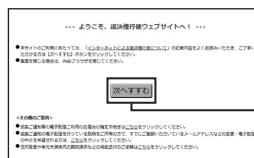
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

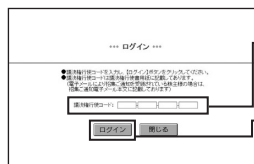
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の再拡大が見られたものの、ワクチン接種や医療体制の強化等を受けて行動制限が緩和され、徐々にではありますが経済活動は回復基調となりました。しかしながら、ウクライナ情勢不安の長期化等の影響によるエネルギー価格や原材料価格の高騰に加えて、急激な円安の進行など景気の先行きは依然不透明な状況となりました。

食品業界ならびに当社の主力分野であるチーズ業界におきましては、外食産業向け需要が回復する一方で、主要産地における生乳生産量の減少およびエネルギー価格や飼料・肥料価格の高騰等に加えて、急激な円安の進行による国際的な乳製品価格の上昇が顕著となりました。

このような市場環境のもと、当社といたしましては、チーズ製品の価格改定等を実施するとともに需要喚起の対策に取り組んできました。さらに、原材料の安定調達に尽力するとともに、経費の削減、販売の促進および生産能力の増強と生産効率の向上を目指し、全生産ラインの安定稼働に引き続き努めました。

なお、当事業年度より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。そのため、当事業年度における経営成績に関する説明は、前事業年度に当該基準を適用したと仮定して説明しております。

これらの結果、外食産業向け需要が回復基調であったことから業務用チーズ製品等の販売が増加したことに加えて、チョコレート製品の販売が増加したことにより、売上高につきましては、419億2千4百万円（前年同期比102.0%）となりました。営業利益は、主に増収やチーズ製品の価格改定効果等があったものの、エネルギー価格や原材料価格の高騰に加えて、急激な円安の進行による原価上昇等の影響を受けたことにより3億4千5百万円（前年同期比14.6%）となり、経常利益は3億5千9百万円（前年同期比16.1%）、当期純利益は、前事業年度に固定資産売却益および神戸工場の建設に伴う産業立地促進補助事業補助金収入が特別利益に計上されていたことから2億1千9百万円（前年同期比9.7%）となりました。

部門別の営業内容につきましては、次のとおりであります。

チーズ部門におきましては、家庭用の6Pチーズとナチュラルチーズ製品および業務用チーズ製品等の販売が増加したことにより、売上高は389億4千9百万円（前年同期比101.6%）となりました。

ナッツ部門におきましては、売上高は6億3千8百万円（前年同期比100.2%）となりました。

チョコレート部門におきましては、リンドール製品等の販売が好調に推移したことにより、売上高は22億1千3百万円（前年同期比107.7%）となりました。

その他部門におきましては、売上高は1億2千3百万円（前年同期比133.6%）となりました。

当社の部門別売上高を取りまとめて表示いたしますと次のとおりであります。  
 <部門別売上高>

| 部 門         | 金 額       | 構 成 比  | 前事業年度比増減率 |
|-------------|-----------|--------|-----------|
| チ ー ズ       | 38,949百万円 | 92.9%  | 1.6%      |
| ナ ッ ツ       | 638百万円    | 1.5%   | 0.2%      |
| チ ョ コ レ ー ト | 2,213百万円  | 5.3%   | 7.7%      |
| そ の 他       | 123百万円    | 0.3%   | 33.6%     |
| 合 計         | 41,924百万円 | 100.0% | 2.0%      |

### (2) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は4億6千8百万円で、その主なものは神戸工場におけるチーズ製造設備であります。

上記設備資金は、自己資金により充当いたしました。

### (3) 財産および損益の状況

| 区 分                | 第96期<br>(2019年12月期) | 第97期<br>(2020年12月期) | 第98期<br>(2021年12月期) | 第99期(当期)<br>(2022年12月期) |
|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------------------|
| 売 上 高<br>(百万円)     | 53,947              | 54,948              | 55,073              | 41,924                  |
| 経 常 利 益<br>(百万円)   | 2,181               | 1,667               | 2,232               | 359                     |
| 当 期 純 利 益<br>(百万円) | 980                 | 956                 | 2,271               | 219                     |
| 1株当たり当期純利益<br>(円)  | 50.31               | 49.11               | 116.59              | 11.29                   |
| 総 資 産<br>(百万円)     | 57,523              | 56,995              | 54,209              | 51,421                  |
| 純 資 産<br>(百万円)     | 27,204              | 27,744              | 29,696              | 29,233                  |
| 1株当たり純資産額<br>(円)   | 1,396.25            | 1,423.99            | 1,524.18            | 1,500.41                |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、「健康で、明るく、楽しい食文化の提供によって社会に貢献する」という経営理念の実践のため、「開発先導型活力企業」ならびに「高収益安定企業」を目指して活動しております。

「開発先導型活力企業」としては、変化する時代の先を見越した製品を開発・発売することにより新しい価値の創造に挑戦してまいります。

「高収益安定企業」としては、当社ではアメーバ経営を推進しており、細分化された組織ごとに主体的に採算向上に取り組み、それぞれのアメーバリーダーに“経営”させることで経営感覚を持つ人材を育成しております。また、六甲バターフィロソフィを実践・深耕することで意識のベクトルを合わせて全員参加による経営を目指しております。

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症の終息が見通しづらいことや、不安定な世界情勢や天候等によるエネルギー価格や原材料価格の高騰の影響に加えて、為替の動向等による企業業績の下振れリスクなど引き続き厳しい経営環境が見込まれます。

乳製品業界におきましては、中国の乳製品需要が低迷しているものの、国際的な乳製品の需給動向および為替相場の変動による原価上昇等に加えて、食品など生活必需品の相次ぐ値上げによる物価上昇から消費の停滞が懸念されます。

このような状況下ではありますが、当社といたしましては、原価上昇等に応じた適正価格化を進めるとともに、日々変化する消費者のニーズを捉え、商品力等の強みを活かし、競争力のある業態の開発・拡大に努めてまいります。

また、食品メーカーとして最も基本である食の安全・安心の確保を最優先とし、新しい事業の開拓や海外販売などの事業成長戦略および働き方改革による業務効率化を推進してまいります。さらに、「プライム市場」上場における持続的なコーポレート・ガバナンスの強化と生産能力の増強と生産効率の向上を目指し、基幹工場となる神戸工場の全生産ラインの安定稼働およびSDGs活動に引き続き取り組んでまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社の主な事業内容は、チーズの製造販売、ナッツ等の食品の販売およびチョコレートの輸入販売であります。

## (6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

本 社 神戸市中央区坂口通一丁目3番13号  
 支 店 東 京：東京都中央区  
           大 阪：大阪市淀川区  
           名古屋：名古屋市中区  
 営業所 東 北：仙台市宮城野区  
           関東北：群馬県高崎市  
           福 岡：福岡市博多区  
 工 場 神 戸：神戸市西区  
           稲 美：兵庫県加古郡稲美町  
           長 野：長野県佐久市

## (7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 448名 | 10名増      | 39.2歳 | 14.7年  |

(注) 上記には嘱託21名、臨時雇用者295名は含まれておりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 金 残 高 |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 4,500百万円  |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 2,250百万円  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,350百万円  |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 900百万円    |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,452,125株
- (3) 株主数 7,050名

### (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                 | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-----------------------|---------|---------|
| 三 菱 商 事 株 式 会 社       | 3,218千株 | 16.52%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社    | 1,291千株 | 6.63%   |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 972千株   | 4.99%   |
| Q B B 持 株 会           | 935千株   | 4.80%   |
| 三井住友信託銀行株式会社          | 853千株   | 4.38%   |
| 株 式 会 社 メ イ ワ パ ッ ク ス | 428千株   | 2.20%   |
| 住友生命保険相互会社            | 398千株   | 2.04%   |
| エムエステイ保険サービス株式会社      | 390千株   | 2.00%   |
| 塚 本 哲 夫               | 369千株   | 1.90%   |
| 今 津 龍 三               | 368千株   | 1.89%   |

(注) 持株比率は、自己株式1,968,589株を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の役員に関する事項

## (1) 取締役および監査役の状況 (2022年12月31日現在)

| 地 位     | 氏 名  | 担当および重要な兼職の状況                                                                                              |
|---------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 三宅宏和 |                                                                                                            |
| 代表取締役社長 | 塚本浩康 |                                                                                                            |
| 常務取締役   | 笹井研二 | 経営企画部長<br>PT EMINA CHEESE INDONESIA コミサリス                                                                  |
| 常務取締役   | 中村行男 | 生産開発統括本部長兼開発本部長兼神戸工場長                                                                                      |
| 常務取締役   | 斎藤保典 | 営業本部長                                                                                                      |
| 取締役     | 塚本哲夫 | 相談役<br>塚本産業有限会社代表取締役社長                                                                                     |
| 取締役     | 丸山泰次 | 活性本部長                                                                                                      |
| 取締役     | 永田勝久 | 営業本部家庭用営業部長兼菓子営業部長                                                                                         |
| 取締役     | 後藤毅浩 | 生産本部長兼稲美工場長兼エンジニアリング部長                                                                                     |
| 取締役     | 佐藤容子 | 佐藤法律事務所所属弁護士                                                                                               |
| 取締役     | 浦田寛之 | 三菱商事株式会社畜産酪農部長<br>日本KFCホールディングス株式会社取締役<br>Indiana Packers Corporation(Director)<br>ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 |
| 取締役     | 山崎仁司 | 有限会社東栄弥代表取締役                                                                                               |
| 常勤監査役   | 國宗勝彦 |                                                                                                            |
| 監査役     | 今津龍三 | 今津株式会社代表取締役社長                                                                                              |
| 監査役     | 早川芳夫 | 早川会計事務所代表<br>学校法人大阪成蹊学園監事<br>上新電機株式会社社外監査役                                                                 |

- (注) 1. 取締役佐藤容子氏、浦田寛之氏および山崎仁司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役今津龍三氏および早川芳夫氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役早川芳夫氏につきましては、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役佐藤容子氏および山崎仁司氏ならびに監査役今津龍三氏および早川芳夫氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む）等に起因して、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約より填補することとしております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であります。
6. 当事業年度中に取締役の地位、担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

| 氏名   | 地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                          |                                                                                                                                        |             |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|      | 変更前                                                                                                                                                                       | 変更後                                                                                                                                    | 異動年月日       |
| 後藤毅浩 | 取締役生産本部長<br>兼稲美工場長                                                                                                                                                        | 取締役生産本部長<br>兼稲美工場長<br>兼エンジニアリング部長                                                                                                      | 2022年1月1日付  |
| 浦田寛之 | 取締役<br>三菱商事株式会社<br>畜産酪農部長<br>日本KFCホールディングス株式会社取締役<br>Indiana Packers Corporation(Director)<br>ジャパンファームホールディングス株式会社取締役<br>フードリンク株式会社取締役<br>PT EMINA CHEESE INDONESIA コミサリス | 取締役<br>三菱商事株式会社<br>畜産酪農部長<br>日本KFCホールディングス株式会社取締役<br>Indiana Packers Corporation(Director)<br>ジャパンファームホールディングス株式会社取締役<br>フードリンク株式会社取締役 | 2022年4月13日付 |
| 浦田寛之 | 取締役<br>三菱商事株式会社<br>畜産酪農部長<br>日本KFCホールディングス株式会社取締役<br>Indiana Packers Corporation(Director)<br>ジャパンファームホールディングス株式会社取締役<br>フードリンク株式会社取締役                                    | 取締役<br>三菱商事株式会社<br>畜産酪農部長<br>日本KFCホールディングス株式会社取締役<br>Indiana Packers Corporation(Director)<br>ジャパンファームホールディングス株式会社取締役                  | 2022年5月27日付 |
| 山崎仁司 | 取締役<br>有限会社ナリッジ代表取締役<br>有限会社東栄弥代表取締役                                                                                                                                      | 取締役<br>有限会社東栄弥代表取締役                                                                                                                    | 2022年12月2日付 |

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

#### 1) 役員報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は2021年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることとしております。具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成しております。

・基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

・業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため各事業年度の売上高および経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は「1. (3)財産および損益の状況」に記載の通りです。

・基本報酬および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等の種類ごとの報酬割合については、具体的な割合は定めておりませんが、事業年度ごとの業績、環境の変化に応じて総合的に勘案し、上位の役位ほど業績連動報酬のウエイトを高める配分としております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役および監査役の同意を得た上で決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

#### 2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役会長三宅宏和がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、当該決定方針を勘案し、検討のうえ各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分としております。なお、当社取締役会が、代表取締役会長三宅宏和に対して委任をいたしましたのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役会長が最も適していると判断したためであります。

3) 役員報酬等についての株主総会決議に関する事項

2012年3月29日開催の第88回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額250百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち、社外取締役は1名）です。また、2006年3月30日開催の第82回定時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |                | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|-------------------|-------------------|----------------|----------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動報酬         |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 210百万円<br>(8百万円)  | 210百万円<br>(8百万円)  | －百万円<br>(－百万円) | 12名<br>(3名)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 21百万円<br>(5百万円)   | 21百万円<br>(5百万円)   | －百万円<br>(－百万円) | 3名<br>(2名)     |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 231百万円<br>(13百万円) | 231百万円<br>(13百万円) | －百万円<br>(－百万円) | 15名<br>(5名)    |

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与41百万円は含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先と当社との関係

- ・取締役佐藤容子氏は、佐藤法律事務所所属の弁護士であります。同法律事務所は、当社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役浦田寛之氏は、三菱商事株式会社の畜産酪農部長であります。同社は、当社の筆頭株主で主要な取引先であります。その他の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。
- ・取締役山崎仁司氏は、有限会社東栄弥の代表取締役であります。同社は、当社との間に特別の関係はありません。
- ・監査役今津龍三氏は、今津株式会社の代表取締役社長であります。同社は、当社との間に製品販売の取引関係があります。
- ・監査役早川芳夫氏は、早川会計事務所の代表であります。同会計事務所およびその他の兼職先は、当社との間に特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 出席状況、発言状況および果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                  |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 佐藤容子 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会では法務関係等について必要な発言を適宜行っております。                                                             |
| 取締役 | 浦田寛之 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、国内外の食料・食品業界の幅広い情報等を活かし取締役会ではグローバルかつ客観的な視点から当社の持続的成長と企業価値向上について必要な発言を適宜行っております。                            |
| 取締役 | 山崎仁司 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、経営者としての見地から幅広い知識・見識を活かし取締役会では当社の経営全般にかかる必要な発言を適宜行っております。                                                  |
| 監査役 | 今津龍三 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、監査役会13回のうち13回に出席し、経営者としての見地から企業経営等の分野における豊富な経験に基づき取締役会および監査役会において財務・会計、リスクマネジメント等に必要な発言を適宜行っております。         |
| 監査役 | 早川芳夫 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席、監査役会13回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において財務および会計に関する見識を活かし、当社の経営に対する適切な監査を実施するための必要な発言を適宜行っております。 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                           |       |
|---------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 32百万円 |
| ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについての必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

##### (3) 解任、不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当した場合、会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、当該会計監査人の解任又は不再任について検討し、解任又は不再任が妥当と認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。



## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容およびその運用の状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

#### (a) 決議の内容の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「企業行動基準」を定める。法令等の遵守については、その徹底を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの確立に向けて基本方針の策定、社内体制およびルールの整備等についての審議を行うとともに、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進するものとする。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては断固として対決し、その排除に努めるとともに取引関係等一切の関係を持たないものとする。

#### (b) 体制の運用状況の概要

取締役および使用人が法令・定款・社内規程を遵守し、企業倫理を尊重した行動ができるよう「六甲バター行動基準」を定めています。法令等の遵守については、その徹底を図るため、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、年1回「コンプライアンス拡大委員会」を開催し、法令等の違反の未然防止や発生時の適切な対応等コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙活動を推進しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

#### (a) 決議の内容の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」を定め、これに基づき、適切かつ確実に検索および閲覧可能な状態でもって定められた期間、保存・管理するものとする。

#### (b) 体制の運用状況の概要

取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、当社のグループウェアであるデスクネットに「役員規程集」を保存し、取締役および監査役はいつでも閲覧できる状態にしております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### (a) 決議の内容の概要

「リスク管理規程」を定め、「リスク管理委員会」を設置し、事業上のリスク管理に関する方針の決定ならびにリスク管理体制の整備、構築を行う。また、重大な危機が生じた場合には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、迅速な初動態勢をとるとともに機動的か

つ適切な対策を策定、実行するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、品質事故対応マニュアルを策定し、重大な危機が生じた場合には社長を本部長とする危機対策本部を立ち上げ、迅速かつ適切に対応できるようにしております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て、取締役会で決定をするものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定めるものとする。また、年次経営計画を策定し、全社目標ならびに部門目標を策定するとともにその進捗管理を行うものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、毎月定例の取締役会を開催するとともに、経営に関する重要事項については、事前に経営会議において議論し、取締役の職務の執行が効率的に行われるようにしております。また、常勤の取締役・監査役で月2回定例の役員会を開催し、より詳細な情報共有を行っております。業務の執行においては、各規程にてその責任、手続き等が詳細に定められております。目標の進捗等は取締役会にて定期的に報告し管理しております。

(5)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a)決議の内容の概要

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。また、その使用人への指揮命令は監査役が行う。なお、その使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る職務を優先して従事するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、現在監査役のための補助すべき使用人は設置していませんが、監査役は内部監査室に所属する使用人に必要とする事項を命令することができます。当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合、監査役スタッフを置くこととし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとし、また、その使用人への指揮命令は監査役が行います。

(6)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、法令ならびに「監査役会規則」および「監査役監査基準」等に基づき、監査役会に報告するものとする。また、前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。なお、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査役は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、取締役および使用人から速やかに報告を受けております。当社の監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制となっております。当社は、当社の役職員が当該報告をしたことを理由として、当該役職員に対し不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(7)監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(a)決議の内容の概要

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求に応じ、これを処理しております。

(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)決議の内容の概要

監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役および使用人に説明を求めることができるものとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図るものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社の監査役は、取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、承認申請書等業務執行に係る重要な文書を読覧し、取締役および使用人に説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務が遂行できる体制となっております。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

(a)決議の内容の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制の整備を行い、継続した運用、評価および有効性向上のための取り組みを行うものとする。

(b)体制の運用状況の概要

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制規程に基づき、財務報告に係る内部統制構築の基本的計画および方針を策定し、財務報告に係る内部統制の整備、運用状況の有効性の評価を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表  
(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
|----------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| <b>資 産 の 部</b> |                   | <b>負 債 の 部</b>           |                   |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>24,109,612</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>14,425,806</b> |
| 現金及び預金         | 5,290,368         | 電子記録債務                   | 16,604            |
| 電 子 記 録 債 権    | 244,966           | 買掛金                      | 5,338,432         |
| 売掛金            | 13,141,837        | 短期借入金                    | 3,000,000         |
| 商品及び製品         | 3,204,905         | リース債務                    | 13,320            |
| 原材料            | 1,119,479         | 未払金                      | 146,814           |
| 仕掛品            | 170,394           | 未払費用                     | 5,081,979         |
| 前払費用           | 89,172            | 設備関係電子記録債務               | 10,767            |
| 短期貸付金          | 208               | 預り金                      | 135,055           |
| 未収入金           | 409,166           | 株主優待引当金                  | 9,500             |
| 未収消費税等         | 293,448           | その他                      | 673,332           |
| 未収消費税          | 114,656           |                          |                   |
| その他            | 34,107            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>7,762,914</b>  |
| 貸倒引当金          | △3,100            | リース債務                    | 157,626           |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>27,312,321</b> | 退職給付引当金                  | 1,338,626         |
| 有形固定資産         | (22,710,679)      | 長期借入金                    | 6,000,000         |
| 建物             | 11,106,529        | 長期未払金                    | 257,577           |
| 構築物            | 334,181           | その他                      | 9,084             |
| 機械装置           | 6,155,680         | <b>負 債 合 計</b>           | <b>22,188,720</b> |
| 車両運搬具          | 6,575             |                          |                   |
| 工具器具備品         | 103,769           | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| 土地             | 3,691,198         | <b>株 主 資 本</b>           | <b>28,832,828</b> |
| 建物             | 1,312,743         | 資本剰余金                    | (2,843,203)       |
| 無形固定資産         | (137,031)         | 資本剰余金                    | (2,522,860)       |
| 電話加入権          | 11,091            | 資本準備金                    | 800,000           |
| 商標権            | 17,141            | その他資本剰余金                 | 1,722,860         |
| 著作権            | 8,721             | 利益剰余金                    | (25,783,568)      |
| ソフトウェア         | 75,256            | その他利益剰余金                 | 25,783,568        |
| ソフトウェア         | 24,820            | 固定資産圧縮積立金                | 1,399,392         |
| 投資その他の資産       | (4,464,610)       | 別途積立金                    | 19,100,000        |
| 投資有価証券         | 1,925,384         | 繰越利益剰余金                  | 5,284,176         |
| 関係会社株          | 599,784           | 自己株式                     | (△2,316,804)      |
| 長期貸付金          | 146               | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>   | <b>400,385</b>    |
| 長期未収入金         | 590,140           | その他有価証券評価差額金             | 788,862           |
| 長期前払費用         | 28,706            | 繰延ヘッジ損益                  | △388,477          |
| 前払年金費用         | 1,055,768         | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>29,233,213</b> |
| 繰延税金資産         | 166,783           |                          |                   |
| その他            | 111,491           | <b>資 産 合 計</b>           | <b>51,421,933</b> |
| 貸倒引当金          | △13,595           | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>51,421,933</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 損 益 計 算 書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 額                |
|-------------------------|---------|------------------|
| 売 上 高                   |         | 41,924,133       |
| 売 上 原 価                 |         | 35,452,268       |
| <b>売 上 総 利 益</b>        |         | <b>6,471,865</b> |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 6,126,084        |
| <b>営 業 利 益</b>          |         | <b>345,780</b>   |
| 営 業 外 収 益               |         |                  |
| 受 取 利 息                 | 16,403  |                  |
| 有 価 証 券 利 息             | 2,215   |                  |
| 受 取 配 当 金               | 52,125  |                  |
| 為 替 差 益                 | 134,616 |                  |
| 資 材 売 却 益               | 4,097   |                  |
| そ の 他                   | 14,846  | 224,304          |
| 営 業 外 費 用               |         |                  |
| 支 払 利 息                 | 21,628  |                  |
| 支 払 手 数 料               | 500     |                  |
| 遊 休 資 産 費 用             | 103,857 |                  |
| 関 係 会 社 支 援 費 用         | 82,630  |                  |
| そ の 他                   | 2,293   | 210,910          |
| <b>経 常 利 益</b>          |         | <b>359,175</b>   |
| 特 別 損 失                 |         |                  |
| 固 定 資 産 廃 棄 損           | 501     |                  |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 24,525  | 25,026           |
| <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  |         | <b>334,148</b>   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 63,000  |                  |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 51,184  | 114,184          |
| <b>当 期 純 利 益</b>        |         | <b>219,963</b>   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から2022年12月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |           |                    |                  |                      |            |                  |                  |            |            |
|-----------------------------|-----------|-----------|--------------------|------------------|----------------------|------------|------------------|------------------|------------|------------|
|                             | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                    |                  | 利 益 剰 余 金            |            |                  |                  | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 計  |
|                             |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金      |            |                  | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |            |            |
|                             |           |           |                    |                  | 固 定 資 産<br>圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金  | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |                  |            |            |
| 2022年1月1日残高                 | 2,843,203 | 800,000   | 1,722,860          | 2,522,860        | 1,490,249            | 19,100,000 | 5,363,030        | 25,953,279       | △2,316,485 | 29,002,858 |
| 事業年度中の変動額                   |           |           |                    |                  |                      |            |                  |                  |            |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |           |           |                    |                  |                      |            | △389,675         | △389,675         |            | △389,675   |
| 当 期 純 利 益                   |           |           |                    |                  |                      |            | 219,963          | 219,963          |            | 219,963    |
| 自 己 株 式 の 取 得               |           |           |                    |                  |                      |            |                  |                  | △318       | △318       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |           |           |                    |                  | △90,857              |            | 90,857           | -                |            | -          |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |           |           |                    |                  |                      |            |                  |                  |            |            |
| 事業年度中の変動額合計                 | -         | -         | -                  | -                | △90,857              | -          | △78,853          | △169,711         | △318       | △170,030   |
| 2022年12月31日残高               | 2,843,203 | 800,000   | 1,722,860          | 2,522,860        | 1,399,392            | 19,100,000 | 5,284,176        | 25,783,568       | △2,316,804 | 28,832,828 |

(単位：千円)

|                             | 評価・換算差額等                      |                  |                        | 純 資 産 計    |
|-----------------------------|-------------------------------|------------------|------------------------|------------|
|                             | そ の 他<br>有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰 延 ハ ッ ジ<br>損 益 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |            |
| 2022年1月1日残高                 | 693,902                       | -                | 693,902                | 29,696,760 |
| 事業年度中の変動額                   |                               |                  |                        |            |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                               |                  |                        | △389,675   |
| 当 期 純 利 益                   |                               |                  |                        | 219,963    |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                               |                  |                        | △318       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩                |                               |                  |                        | -          |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | 94,960                        | △388,477         | △293,516               | △293,516   |
| 事業年度中の変動額合計                 | 94,960                        | △388,477         | △293,516               | △463,546   |
| 2022年12月31日残高               | 788,862                       | △388,477         | 400,385                | 29,233,213 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てております。

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 関係会社株式  
移動平均法に基づく原価法
  - (2) その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。なお、取得価額と債券金額の差額のうち金利の調整と認められる部分については、償却原価法（定額法）による取得価額の修正を行っております。
  - 市場価格のない株式等  
移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 商品及び製品  
先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (2) 原材料  
総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - (3) 仕掛品  
先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 3～50年  
機械装置 10年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。  
ソフトウェア 5年  
商標権 10年
  - (3) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
    - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
    - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理することとしております。



- (3) 株主優待引当金  
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。
6. 重要な収益及び費用の計上基準
- (1) 収益を認識する通常の時点  
当社は、食料品の製造及び販売を行っております。この取引では、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されることから、当該時点で収益を認識しております。
- (2) 顧客に支払われる対価・変動対価  
収益は販売契約における対価から、リベート等の顧客に支払われる対価を控除して認識しております。
7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
8. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
- (2) ヘッジ方針とヘッジ手段、ヘッジ対象  
ヘッジ方針……………当社の内規に基づき為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用してあります。当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。  
ヘッジ手段……………為替予約、通貨オプション  
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務
- (3) 有効性評価の方法……………為替予約取引については実需への振当てを行っているため、その対応関係の判定をもって有効性の判定に代えております。通貨オプションについてはヘッジ手段とヘッジ対象が対応していることを確認することにより、有効性を評価しております。

## (会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による変更点は以下のとおりです。

### 1. 販売促進費等の顧客に支払われる対価

従来、直接的な代金請求先を顧客と認識していましたが、収益認識会計基準における顧客の定義に照らして「対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者」を顧客として認識し、当該顧客に支払われる対価(顧客からの別個の財又はサービスに対する支払いの場合を除く)を取引価格から控除しております。

### 2. 一時点で充足される履行義務

商品又は製品の国内販売において、従来、出荷時点で収益を認識していましたが、着荷時に収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高が15,030,067千円、販売費及び一般管理費が15,030,067千円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。また、「(金融商品に関する注記)」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

## (重要な会計上の見積りに関する注記)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 166,783千円(繰延税金負債と相殺前の金額 1,440,553千円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画を基礎にして合理的に算定しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌事業年度の事業計画における主要な仮定は、販売数量、販売価格、原材料価格、為替相場及び市場動向であります。

販売数量及び販売価格は、過去の販売実績を基に、将来の不確実性を考慮したものとしております。また、原材料価格、為替相場及び市場動向は、将来の経営環境における不確実性を考慮したものとしております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があることから、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 22,130,538千円

2. コミットメントライン契約及び財務制限条項等

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とタームアウトオプション付コミットメントライン契約を締結しておりましたが、2022年11月28日にタームアウトオプションを行使した結果、同契約は2025年11月28日を期日とする弁済条件付のタームアウト個別貸付契約に転換しております。この契約に基づく借入未実行残高は以下のとおりであります。

|               |             |
|---------------|-------------|
| コミットメントラインの総額 | 9,000,000千円 |
| 借入実行残高        | 9,000,000千円 |
| 借入未実行残高       | －千円         |

なお、上記の契約につきましては、引き続き以下の財務制限条項が付されており、以下の条項に抵触した場合は期限の利益を喪失し、当該借入金を返済する義務を負っております。

- 各事業年度末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年12月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きい方の70%の金額以上に維持すること。

3. 未払費用には、未確定債務として見積り計上を行っている販売促進費1,169,957千円が含まれております。

4. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 顧客との契約から生じた債権（注） | 13,386,803千円 |
| 契約資産             | －千円          |
| 契約負債             | －千円          |

（注）顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表のうち、電子記録債権に244,966千円、売掛金に13,141,837千円含まれております。

## (損益計算書に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社に対する営業取引以外の取引高 82,630千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 21,452,125株
  2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数  
普通株式 1,968,589株
  3. 配当に関する事項
    - (1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
      - ・ 2022年3月29日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

|           |             |
|-----------|-------------|
| ①配当金の総額   | 389,675千円   |
| ②1株当たり配当額 | 20.00円      |
| ③基準日      | 2021年12月31日 |
| ④効力発生日    | 2022年3月30日  |
      - (2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
        - ・ 2023年3月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

|           |             |
|-----------|-------------|
| ①配当金の総額   | 389,670千円   |
| ②1株当たり配当額 | 20.00円      |
| ③基準日      | 2022年12月31日 |
| ④効力発生日    | 2023年3月30日  |
- なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用につきましては安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金は、基本的に内部留保資金で賄っておりますが、一部は銀行借入による間接金融により調達しております。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用しており、実需に基づいた取引の範囲内で行い、投機目的の取引は行わない方針であります。

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、社内規程に従い取引先毎の期日管理及び残高管理を行っております。

長期未収入金は、神戸市雇用創出型製造業集積促進補助金及び兵庫県産業立地促進補助事業補助金であり、信用リスクは低いものと考えております。

投資有価証券である株式は、市場価格のあるものにつきましては、価格変動リスクに晒されておりますが、業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

営業債務である電子記録債務及び買掛金は、支払期日が5ヶ月以内、未払費用は支払期日が1年以内であり、流動性リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、資金繰計画を作成し管理しております。

長期借入金は、主に営業取引及び設備資金に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物予約取引及び通貨オプション取引であり、市場価格変動リスクを有しております。当該リスクに関しましては、その利用にあたっての取引相手先を信頼性の高い商社・金融機関等を契約相手とすることで信用リスクの軽減を図っております。なお、デリバティブ取引の実行及び管理については、社内のリスク管理規程に則り経営管理部によって行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|----------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 長期未収入金     | 590,140   | 582,374   | △7,765 |
| (2) 投資有価証券(※2) |           |           |        |
| 其他有価証券         | 1,871,591 | 1,871,591 | —      |
| 資 産 計          | 2,461,731 | 2,453,966 | △7,765 |
| (1) 長期借入金(※3)  | 9,000,000 | 8,999,450 | △549   |
| 負 債 計          | 9,000,000 | 8,999,450 | △549   |
| デリバティブ取引(※4)   | (388,477) | (388,477) | —      |

(※1) 「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」、「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分                 | 当事業年度(千円) |
|--------------------|-----------|
| (1)其他有価証券<br>非上場株式 | 53,792    |
| (2)関係会社株式          | 599,784   |

(※3) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で表示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類されております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品

(単位：千円)

| 区分                 | 時価        |           |      |           |
|--------------------|-----------|-----------|------|-----------|
|                    | レベル1      | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 投資有価証券<br>その他有価証券  |           |           |      |           |
| 株式                 | 1,507,439 | —         | —    | 1,507,439 |
| 債券                 | —         | 364,151   | —    | 364,151   |
| デリバティブ取引<br>(通貨関連) | —         | (388,477) | —    | (388,477) |
| 計                  | 1,507,439 | (24,325)  | —    | 1,483,114 |

## (2) 時価をもって貸借対照表計上額としている金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分     | 時価   |           |      |           |
|--------|------|-----------|------|-----------|
|        | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 長期未収入金 | —    | 582,374   | —    | 582,374   |
| 長期借入金  | —    | 8,999,450 | —    | 8,999,450 |
| 計      | —    | 9,581,824 | —    | 9,581,824 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

## 投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されるため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

為替予約取引及び通貨オプション取引は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期未収入金

将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金も含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 未払費用概算計上額 | 452,190千円   |
| 有価証券評価損   | 244,797千円   |
| 減価償却資産    | 232,573千円   |
| 工場移転費用    | 130,398千円   |
| 退職給付引当金   | 409,619千円   |
| 長期未払金     | 78,818千円    |
| 繰延ヘッジ損益   | 171,288千円   |
| その他の他     | 101,783千円   |
| 繰延税金資産小計  | 1,821,470千円 |
| 評価性引当額    | △380,916千円  |
| 繰延税金資産合計  | 1,440,553千円 |

### 繰延税金負債

|              |              |
|--------------|--------------|
| 固定資産圧縮積立金    | △617,023千円   |
| その他有価証券評価差額金 | △324,319千円   |
| 前払年金費用       | △323,065千円   |
| その他の他        | △9,362千円     |
| 繰延税金負債合計     | △1,273,770千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 166,783千円    |

## (関連当事者との取引に関する注記)

### 1. 子会社及び関連会社等

| 種類   | 会社等の名称                                     | 住所                | 資本金又は出資金                   | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容    |        | 取引の内容    | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|------|--------------------------------------------|-------------------|----------------------------|-----------|----------------|---------|--------|----------|----------|----|----------|
|      |                                            |                   |                            |           |                | 役員の内兼任等 | 事業上の関係 |          |          |    |          |
| 関連会社 | P T<br>EMINA<br>CHEESE<br>INDON<br>E S I A | インドネシア共和国西ジャワ州ブカシ | 328,000百万<br>インドネシア<br>ルピア | チーズの製造販売業 | 所有直接49%        | 1名      | 業務支援   | 技術支援等(注) | 82,630   | -  | -        |

(注) 取引金額については、技術支援工数及び実績を勘案の上、契約に基づき決定しております。

## 2. 役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称 | 住所     | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容        |        | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目   | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|--------|--------|--------------|-----------|----------------|-------------|--------|-------|----------|------|----------|
|                             |        |        |              |           |                | 役員の兼任等      | 事業上の関係 |       |          |      |          |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 今津(株)  | 大阪府守口市 | 35,000       | 食卸 品業     | (被所有) 直接 1.83% | 同社の役員兼任 1 名 | 製品の販売  | 販売    | 584,841  | 売掛金  | 2,976    |
|                             |        |        |              |           |                |             |        | -     | -        | 未払費用 | 39,191   |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 当社社外監査役今津龍三氏及びその近親者が議決権の84.00%を所有しております。
- (2) 製品の販売については市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、随時価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (3) 「収益認識に関する会計基準」等の適用により、「対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者」を顧客として取引の内容を記載し、期末残高については直接的な代金請求先の残高を記載しております。

## 3. 親会社及び法人主要株主等

| 種類         | 会社等の名称                | 住所      | 資本金又は出資金(千円) | 事業の内容又は職業          | 議決権等の所有(被所有)割合  | 関係内容         |           | 取引の内容 | 取引金額(千円)  | 科目  | 期末残高(千円)   |
|------------|-----------------------|---------|--------------|--------------------|-----------------|--------------|-----------|-------|-----------|-----|------------|
|            |                       |         |              |                    |                 | 役員の兼任等       | 事業上の関係    |       |           |     |            |
| 法人主要株主     | 三菱商事(株)               | 東京都千代田区 | 204,446,667  | 総合商社               | (被所有) 直接 16.54% | 同社の従業員兼任 1 名 | 売掛金の回収代行  | -     | -         | 売掛金 | 11,171,637 |
| 法人主要株主の子会社 | デイリー・プロダクツ・ソリューション(株) | 東京都新宿区  | 490,000      | チーズ及びその他の乳製品の製造販売業 | -               | -            | 原料及び商品の仕入 | 仕入    | 8,756,389 | 買掛金 | 1,482,455  |

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 原料及び商品の仕入については、市場の実勢価格に沿って決定しております。
- (2) 「収益認識に関する会計基準」等の適用により、「対価と交換に企業の通常の営業活動により生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者」を顧客として取引の内容を記載し、期末残高については直接的な代金請求先の残高を記載しております。

### (持分法損益等に関する注記)

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 599,784千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 560,669千円 |
| 持分法を適用した場合の投資損失の金額 | 316,151千円 |



### (収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は食料品の製造・販売業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じる収益（全て一時点で移転される財又はサービス）の分解情報については、以下のとおり部門別に記載しております。

(単位：千円)

|               | 部門別売上高     |           |         |         | 合計         |
|---------------|------------|-----------|---------|---------|------------|
|               | チーズ        | チョコレート    | ナッツ     | その他     |            |
| 顧客との契約から生じる収益 | 38,949,512 | 2,213,229 | 638,321 | 123,069 | 41,924,133 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表 重要な会計方針に係る事項の「6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,500円 41銭
- 1株当たり当期純利益 11円 29銭

### (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年2月20日

六甲バター株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 秀 男  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後 藤 英 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、六甲バター株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計方針の変更）に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施の状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月21日

六甲バター株式会社 監査役会  
常勤監査役 國 宗 勝 彦 ㊟  
社外監査役 今 津 龍 三 ㊟  
社外監査役 早 川 芳 夫 ㊟

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の企業体質の強化および利益確保のために内部留保を充実させながら、安定的な配当を継続することが配当政策上最重要課題と考えており、期末配当を以下のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円  
総額 389,670,720円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年3月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が創設されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとしたします。

| 現 行 定 款                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                                                                          | 第 1 章 総 則                                                                                   |
| (新設)                                                                                                                               | (商 号)                                                                                       |
| 第1条 当社は、六甲バター株式会社と称し、英文では、ROKKO BUTTER CO.,LTD.と表示する。                                                                              | 第1条 (現行どおり)                                                                                 |
| 第2条～第3条 (条文省略)                                                                                                                     | 第2条～第3条 (現行どおり)                                                                             |
| (機 関)                                                                                                                              | (機 関)                                                                                       |
| 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査役</u><br>(3) <u>監査役会</u><br>(4) 会計監査人                                       | 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>(3) <u>会計監査人</u> |
| 第5条 (条文省略)                                                                                                                         | 第5条 (現行どおり)                                                                                 |
| 第 2 章 株 式                                                                                                                          | 第 2 章 株 式                                                                                   |
| 第6条～第12条 (条文省略)                                                                                                                    | 第6条～第12条 (現行どおり)                                                                            |
| 第 3 章 株 主 総 会                                                                                                                      | 第 3 章 株 主 総 会                                                                               |
| 第13条～第15条 (条文省略)                                                                                                                   | 第13条～第15条 (現行どおり)                                                                           |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)                                                                                                        | (削除)                                                                                        |
| 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 |                                                                                             |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第17条～第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、15名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u><br/>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)<br/>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)<br/>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)<br/>第24条 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u><br/>第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                         | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>                                                                         |       |
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                      | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集手続)</u><br/>第33条 監査役会の招集通知は、会日の5日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</p>                                                | (削除)  |
| <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>                                                                                      |       |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                      | (削除)  |
| <p><u>(監査役会規則)</u><br/>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                                   | (削除)  |
| <p><u>(報酬等)</u><br/>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                           | (削除)  |
| <p><u>(社外監査役の責任限定契約)</u><br/>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> | (削除)  |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 現 行 定 款                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の5日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |
| <p>第 6 章 会計監査人</p>                                          | <p>第 6 章 会計監査人</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>第<u>38</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p>                       | <p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>第 7 章 計 算</p>                                            | <p>第 7 章 計 算</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>第<u>40</u>条～第<u>43</u>条 (条文省略)</p>                       | <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、2023年2月13日に逝去した取締役山崎仁司氏を除く取締役全員（11名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                    | み やけ ひろ かず<br>三宅宏和<br>(1952年11月6日生) | 1976年4月 当社入社<br>2005年4月 当社生産管理グループ長<br>2007年1月 当社生産管理グループ長兼生産グループ長<br>2007年3月 当社取締役生産グループ長<br>2010年4月 当社取締役稲美生産部長<br>2011年3月 当社常務取締役生産本部長兼稲美工場長<br>2015年1月 当社代表取締役社長<br>2021年3月 当社代表取締役会長<br>(現在に至る)                                                                                            | 34,000株    |
| 取締役候補者とした理由<br>2015年より代表取締役社長に就任し、2021年より代表取締役会長として経営全般に関し監督しております。さらに、経営全般にかかる的確かつ迅速な意思決定ができ、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図ることができるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。                |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 2                                                                                                                                                                    | つか もと ひろ やす<br>塚本浩康<br>(1975年8月5日生) | 2000年4月 当社入社<br>2012年4月 当社購買部長<br>2013年1月 当社稲美生産部長<br>2013年3月 当社取締役稲美生産部長<br>2015年1月 当社常務取締役経営企画部担当兼人事総務部担当兼品質保証部担当兼購買部担当<br>2017年1月 当社専務取締役経営企画部担当兼人事総務部担当兼品質保証部担当兼購買部担当<br>2018年1月 当社取締役副社長開発本部長<br>2019年3月 当社代表取締役副社長開発本部長<br>2021年1月 当社代表取締役副社長開発本部長兼事業開発部長<br>2021年3月 当社代表取締役社長<br>(現在に至る) | 78,622株    |
| 取締役候補者とした理由<br>2013年取締役に就任し、2021年より代表取締役社長として豊富な経験と知見に基づき強いリーダーシップを発揮しております。さらに、構想力と経営戦略を実現していく実行力を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値向上の実現を図ることができるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。 |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                        | なかむらゆきお<br>中村行男<br>(1961年8月15日生)  | 1984年4月 当社入社<br>2009年4月 当社品質保証グループ長<br>2011年4月 当社生産管理部長<br>2015年1月 当社稲美生産部長<br>2015年3月 当社取締役生産本部副本部長兼稲美生産部長<br>2018年1月 当社取締役開発本部副本部長兼製品開発部長<br>2019年3月 当社常務取締役生産本部長兼神戸工場長兼稲美工場長<br>2021年3月 当社常務取締役生産開発統括本部長兼開発本部長兼神戸工場長<br>2023年1月 当社常務取締役生産本部長兼神戸工場長<br>(現在に至る) | 10,000株    |
| <p>取締役候補者とした理由<br/>当社において品質保証、生産管理、生産等の各部門の責任者として豊富な業務経験と知識を有しており、現在は神戸工場長として生産部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値向上の実現に貢献できるものと判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p>                   |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 4                                                                                                                                                                        | さいとうやすのり<br>斎藤保典<br>(1965年7月31日生) | 1988年4月 当社入社<br>2014年1月 当社関東北営業所長<br>2015年1月 当社名古屋支店長<br>2016年1月 当社東京支店長<br>2017年1月 当社家庭用営業部長<br>2017年3月 当社取締役家庭用営業部長<br>2018年1月 当社取締役営業本部副本部長兼家庭用営業部長<br>2019年1月 当社取締役営業本部副本部長兼家庭用営業部長兼菓子営業部長<br>2021年3月 当社常務取締役営業本部長<br>(現在に至る)                                | 10,000株    |
| <p>取締役候補者とした理由<br/>当社において長年にわたり営業部門の責任者として豊富な業務経験と知識を有しており、営業部門の強化ならびに幅広い取引先との良好な関係を構築しております。当社および業界の業務に精通し、経営全般にかかる的確かつ迅速な意思決定ができる能力を有していると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。</p> |                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                        | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5                                                                                                                                                                            | つかもと てつ お<br>塚本哲夫<br>(1942年2月13日生) | 1964年4月 当社入社<br>1974年2月 当社取締役生産部長<br>1977年3月 当社常務取締役<br>1979年3月 当社取締役副社長<br>1981年3月 当社代表取締役副社長<br>1985年3月 当社代表取締役社長<br>2015年1月 当社代表取締役会長<br>2019年3月 当社取締役会長<br>2021年3月 当社取締役相談役<br>(現在に至る)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>塚本産業有限会社代表取締役社長 | 369,566株   |
| <p>取締役候補者とした理由</p> <p>1985年より代表取締役社長、2015年より代表取締役会長を務め、多くの実績とともに企業価値向上に貢献してまいりました。現在は取締役相談役として適切な助言を行っております。業界における幅広い人脈と信頼および経営全般にかかると豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |            |
| 6                                                                                                                                                                            | さとう よう こ<br>佐藤容子<br>(1952年7月27日生)  | 1991年4月 第二東京弁護士会登録<br>1997年4月 神戸弁護士会登録<br>1997年4月 佐藤法律事務所所属<br>(現在に至る)<br>2004年3月 当社監査役<br>2015年3月 当社取締役<br>(現在に至る)<br><br>[重要な兼職の状況]<br>佐藤法律事務所所属弁護士                                                                           | 0株         |
| <p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>弁護士として長年の経験を有しており、その専門的な見地から当社の法務、コンプライアンス強化のほか経営を取り巻く様々な環境変化などに対する的確な助言をいただき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>    |                                    |                                                                                                                                                                                                                                 |            |

| 候補者番号                                                                                                                                             | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 7                                                                                                                                                 | うら た ひろ ゆき<br>浦田寛之<br>(1974年9月5日生) | 1997年4月 三菱商事株式会社入社<br>2005年3月 Indiana Packers Corporation(出向)<br>2015年4月 伊藤ハム株式会社執行役員加工食品事業本部<br>事業戦略統括部長(出向)<br>2017年3月 米久株式会社取締役兼常務執行役員経営企画室長(出向)<br>2020年4月 三菱商事株式会社生鮮品本部畜産部長<br>2021年3月 当社取締役<br>(現在に至る)<br>2021年4月 三菱商事株式会社畜産酪農部長<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>三菱商事株式会社畜産酪農部長<br>日本KFCホールディングス株式会社取締役<br>Indiana Packers Corporation (Director)<br>ジャパンファームホールディングス株式会社取締役 | 0株         |
| 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>総合社での豊富な経験により、国内外の食糧・食品業界に関する幅広い情報と高い見識を有し、当社の経営体制強化のための確な助言をいただき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤容子氏および浦田寛之氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤容子氏および浦田寛之氏は、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって佐藤容子氏が8年、浦田寛之氏が2年となります。
4. 浦田寛之氏は、上記略歴のとおり、現在および過去10年間において、当社の特定関係事業者である三菱商事株式会社の業務執行者であります。
5. 当社は、佐藤容子氏および浦田寛之氏の間で会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、佐藤容子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が、当社取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社の役員に関する事項 (1)取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                         | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1                                                                                                                                                                             | くに くに かつ ひこ<br>國 宗 勝 彦<br>(1957年3月7日生)   | 1979年4月 当社入社<br>2008年4月 当社広島営業所長<br>2010年4月 当社福岡営業所長<br>2014年1月 当社東京支店長<br>2016年1月 当社社長付<br>2016年3月 当社常勤監査役<br>(現在に至る) | 8,000株     |
| 監査等委員である取締役候補者とした理由<br>当社の営業部門の要職としての経験を踏まえ、当社全体の業務に精通するとともに、企業経営に関する幅広い知見を有し、監査役就任以降は常勤監査役として適正な監査を担っております。今後も当社の経営に対し適切な助言を行うなど企業価値向上に寄与されることが期待できるため、監査等委員である取締役候補者いたしました。 |                                          |                                                                                                                        |            |
| 2                                                                                                                                                                             | いま づ りゅう ぞう<br>今 津 龍 三<br>(1954年10月22日生) | 1980年4月 今津株式会社入社<br>1997年1月 同社代表取締役社長<br>(現在に至る)<br>1998年3月 当社監査役<br>(現在に至る)<br>[重要な兼職の状況]<br>今津株式会社 代表取締役社長           | 368,408株   |
| 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br>食品の輸入および卸売を業務とする今津株式会社の代表取締役社長であり、今後も食品分野における幅広い専門知識と経営者としての知見を当社の監査業務に有効に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。                         |                                          |                                                                                                                        |            |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号                                                                                                                                                  | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                      | はやかわ よしお<br>早川 芳夫<br>(1952年6月10日生) | 1980年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所<br>1985年3月 公認会計士登録<br>2005年5月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員<br>2011年6月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退所<br>2011年7月 早川会計事務所代表<br>（現在に至る）<br>2011年12月 税理士登録<br>2015年3月 当社監査役<br>（現在に至る）<br><br>[重要な兼職の状況]<br>早川会計事務所代表<br>学校法人大阪成蹊学園監事<br>上新電機株式会社社外監査役 | 0株         |
| <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要<br/>公認会計士としての豊富な経験と企業会計に関する専門的な知見を有しており、今後も財務および会計に関する高い見識を当社の監査業務に有効に活かすことが期待できるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |

- (注) 1. 候補者今津龍三氏は、今津株式会社代表取締役社長であります。今津株式会社は、当社との間に製品販売の取引関係があります。なお、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 今津龍三氏および早川芳夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 今津龍三氏および早川芳夫氏は、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって今津龍三氏が25年、早川芳夫氏が8年となります。
4. 当社は、今津龍三氏および早川芳夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、今津龍三氏および早川芳夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が、当社監査等委員である取締役に選任された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「3. 会社の役員に関する事項 (1)取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。また、次回契約更新時には、同内容での更新を予定しております。

## 招集通知およびコーポレートガバナンス報告書に記載のスキルマトリックスについて

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会スキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名    | 役職（予定）       | 企業経営 | 財務・会計 | 法務・コンプライアンス・リスクマネジメント | 生産・技術開発 | 営業・マーケティング | 人事・労務・人材戦略 | サステナビリティ・ESG | グローバル |
|-------|--------------|------|-------|-----------------------|---------|------------|------------|--------------|-------|
| 三宅 宏和 | 代表取締役会長      | ●    | ●     | ●                     | ●       |            |            | ●            |       |
| 塚本 浩康 | 代表取締役社長兼CEO  | ●    | ●     | ●                     | ●       | ●          | ●          | ●            |       |
| 中村 行男 | 取締役常務執行役員    |      |       |                       | ●       | ●          |            | ●            |       |
| 斎藤 保典 | 取締役常務執行役員    |      |       |                       |         | ●          |            |              | ●     |
| 塚本 哲夫 | 取締役相談役       | ●    | ●     | ●                     |         |            |            |              |       |
| 佐藤 容子 | 社外取締役        |      |       | ●                     |         |            | ●          |              |       |
| 浦田 寛之 | 社外取締役        | ●    |       |                       |         | ●          | ●          |              | ●     |
| 國宗 勝彦 | 取締役（常勤監査等委員） |      | ●     | ●                     |         |            |            |              |       |
| 今津 龍三 | 社外取締役（監査等委員） | ●    | ●     |                       |         | ●          |            |              | ●     |
| 早川 芳夫 | 社外取締役（監査等委員） |      | ●     |                       |         |            |            |              |       |

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2012年3月29日開催の第88回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち、社外取締役10百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢や、今後ますます社外取締役の責務や期待される役割が増大すること等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち、社外取締役20百万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬等について、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とするとともに、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成することを基本方針といたします。

本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

現在の取締役は2023年2月13日に逝去した取締役山崎仁司氏を除き11名（うち、社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって、任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づき付議しております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、同法人の専門性、独立性および品質管理体制等を総合的に勘案し、適任であると判断したためであります。

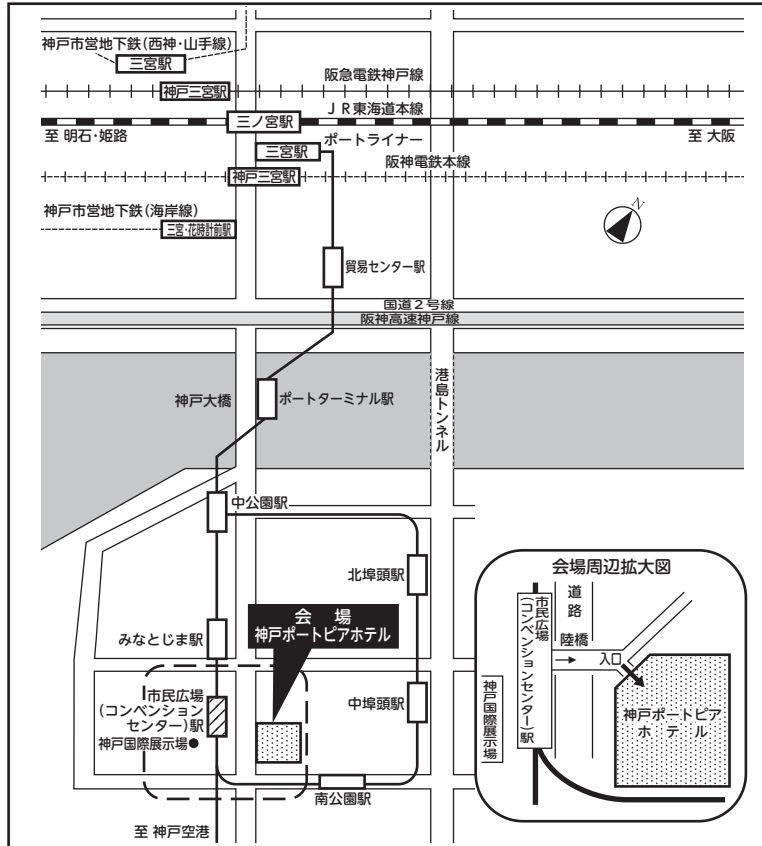
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年12月31日現在)

|            |   |                         |                                      |        |
|------------|---|-------------------------|--------------------------------------|--------|
| 名          | 称 | 太陽有限責任監査法人              |                                      |        |
| 主たる事業所の所在地 |   | 東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階 |                                      |        |
| 沿革         |   | 1971年 9月                | 太陽監査法人設立                             |        |
|            |   | 1994年10月                | グラントソントン インターナショナル加盟                 |        |
|            |   | 2006年 1月                | 太陽監査法人とA S G監査法人が合併し、太陽A S G監査法人となる。 |        |
|            |   | 2008年 7月                | 有限責任組織形態に移行し、太陽A S G有限責任監査法人となる。     |        |
|            |   | 2012年 7月                | 永昌監査法人と合併                            |        |
|            |   | 2013年10月                | 霞が関監査法人と合併                           |        |
|            |   | 2014年10月                | 太陽有限責任監査法人に社名変更                      |        |
|            |   | 2018年 7月                | 優成監査法人と合併                            |        |
| 概          | 要 | 人員構成                    | 代表社員・社員                              | 89名    |
|            |   |                         | 特定社員                                 | 4名     |
|            |   |                         | 公認会計士                                | 316名   |
|            |   |                         | 公認会計士試験合格者等                          | 241名   |
|            |   |                         | その他専門職                               | 198名   |
|            |   |                         | 事務職員                                 | 98名    |
|            |   |                         | 契約職員                                 | 224名   |
|            |   | 被監査会社数                  |                                      | 1,096社 |

以上

# 株主総会会場ご案内図



会 場 神戸市中央区港島中町六丁目10番1号  
 神戸ポートピアホテル 南館1階大輪田の間  
 TEL：(078) 302-1111 (代表)

最寄り駅 神戸新交通ポートライナー「市民広場 (コンベンションセンター)」駅下車、  
 東へ徒歩約5分

ポートライナー「三宮」駅から、所要約10分。

\* <北埠頭方面行>、<中埠頭方面行>、<神戸空港方面行>のいずれにご乗車されましても「市民広場 (コンベンションセンター)」駅で下車できます。

## お土産の廃止に関するお知らせ

ご来場の株主様にお配りしておりましたお土産は廃止させていただきます。  
 何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

開催、運営に関して大きな変化が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
 (<https://www.qbb.co.jp/>) にてお知らせいたします。



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。

